

結婚新生活をスタートための費用を

最大 **30万円** まで助成します

平成31(2019)年度

結婚新生活支援事業のご案内



対象経費

平成31年1月1日 から 平成32(2020)年3月31日 までの



住宅貸借費用

と



引越費用

受付期間

平成31年4月1日 から 平成32(2020)年3月31日 まで

※予算額に達した時点で受付を終了します。

この事業に関する問合せ先

夕張市教育委員会事務局
教育課子ども・子育て支援係
電話 0123-52-3168 (直通)

事業の詳細は裏面をご覧ください

夕張市結婚新生活支援事業について

■ 申込期間

平成31年4月1日（月曜日）から平成32(2020)年3月31日（火曜日）まで
※ 予算額に達した時点で受付終了となります。

■ 対象世帯

- ・平成31年1月1日から平成32(2020)年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下であること。
- ・平成31(2019)年8月31日までの申請にあっては平成29年中の、平成31(2019)年9月1日以降の申請にあっては平成30年中の夫婦合算の所得が340万円未満の世帯（貸与型奨学金を返済している場合や、申請時において無職の場合は所得の計算方法に特例があります。）
- ・夫婦ともに補助対象期間内に貸借した夕張市内の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳として記録されていること。
- ・生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- ・夫婦のいずれもが市税や貸借住宅に係る家賃等を滞納していないこと。
- ・夫婦のいずれもが夕張市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。

所得計算の特例について

所得の計算方法について、「**A.** 婚姻に伴い夫婦のどちらかまたは両方が離職し、申請日時点で無職の場合」と「**B.** 貸与型奨学金の返済を行っている場合」は特例があります！

● Aの場合

無職の方の所得を「0円」とします。

● Bの場合

平成29年 または 平成30年中の返済総額を所得から控除します。

■ 補助対象経費

平成31年1月1日から平成32(2020)年3月31日まで（補助対象期間）の転入または転居に係る次の経費

- ・新規の住宅貸借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ・引越費用（引越業者または運送業者へ支払った実費）

■ 補助上限額

30万円（補助対象経費が30万円に満たない場合はその実費とし、1,000円未満の端数は切捨て）

■ 申請書等の配布

申請書や申請の手引きは次の場所にて配布しているほか、市公式ホームページに掲載しています。

- ・ 配布場所 市1階ロビー、市3階教育委員会、南支所、各ふれあいサロン
- ・ 市ホームページ [👉 暮らしの情報](#) [👉 住まい・生活](#) [👉 結婚新生活支援事業](#)

■ 問合せ先（申請窓口）

教育課子ども・子育て支援係（市役所3階32番）☎52-3168

※受付時間 午前8時45分から午後5時30分まで（土日・祝日・年末年始を除く）